答　　申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和５年１０月２０日付けの保護却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３　請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法ないし不当であるから取消しを免れないとしている。

１　理由付記不備

本件処分においては、処分理由は支給要件に該当しないとしか書かれていない。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。さらに、理由中の文献は一般的に被保護者が所有しているものではなく、理由付記を求めた法の趣旨に反する。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

２　支給の可否について

母は、令和５年９月２９日現在、本件病院を労災の疑いのある疾病で長期休職中である。復帰には、今後の疾病の悪化を防止し、新たな疾

病の発病を防ぐ必要があり、職域の選定や最低賃金以下の給与の是正、その他環境調整を前提に新規の就労契約の締結を必要としている。そもそも求職や就職手続に対し移送費が支給される趣旨は、その自立と収入増加が期待されることにあるのであって、母に求職に係る移送費を支給すればその趣旨に適うことは明らかである。

次に、生活扶助の対象となる「移送」に該当しないとしても、保護の実施機関は、法９条に規定する必要即応の原則に基づいて、法１１条１項各号に規定する８種の扶助のうち最適と認める扶助を決定するものとされている。法９条に規定する「有効かつ適切に行う」とは、最も効果的と思われる種類の保護を、最も適切と認められる方法と程度で行うことをいうと解されている。本件申請は、実質的に「就職の確定した者が初任給を支給されるまでの通勤費」に該当するため、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額が生業扶助の対象となる就職支度費等として母に支給される可能性があるといえる。生業扶助の対象となる就職支度費を支給するか否かを判断するに当たっては、法１７条の規定に基づき、支給による収入増加又は自立助長の見込みの有無が検討されなければならない。本件では、移送費を支給することにより自立や収入の増加を見込めるのであるから、法の理念に合致する。

第４　審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５　調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年　月　日	審議経過
令和７年　　３月　４日	諮問
令和７年　　６月２７日	審議（第１０１回第２部会）
令和７年　　７月２８日	審議（第１０２回第２部会）

第６　審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する

１　法令等の定め

⑴　保護の補足性・基準

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

⑵　生活扶助

ア　法１１条１項は、保護の種類として、１号に生活扶助を掲げる。

法１２条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、２号に移送を掲げる。

生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１・第３章・３は、「移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」としている。

イ　地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・２・⑺・アは、移送費について、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこと」とし、移送の範囲は「必要最小限度の交通費」の額とすることとしている。

上記の「次のいずれかに該当する場合」として、同・アは「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」（同・(ｳ)）、「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」（同・(ｷ)）等を挙げている。

⑶　生業扶助

ア　法１１条１項は、保護の種類として、７号に生業扶助を掲げる。

法１７条は、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、３号に就労のために必要なものを掲げる。ただし、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限るとしている。

保護基準別表第７・１（生業扶助基準・基準額）は、就職支度費の基準額を３３，０００円以内とし、同・３は、技能修得のため交通費を必要とする場合は、同・１に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算するとしている。

イ　局長通知第７・８・⑶は、就職支度費について、「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。」としている。

２　本件処分についての検討

本件申請の趣旨は必ずしも明らかではないが、担当者が令和５年９月２９日に母から相談を受けた内容並びに本件申請書及び本件申出書１の記載内容によれば、本件申請は、母が「復職に向けた面談」又は「就職活動」及び「雇用契約書の締結とそれに関わる団体交渉」（以下「復職に向けた面談等」という。）のために本件病院にタクシーで行く費用についての保護費を申請するものであることが認められる。

生活扶助として支給することができる移送費の額は、「移送に必要な最小限度の額」であり、「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」、「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」等、局長通知第７・２・⑺・アが定める㋐から㋟までに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに行うこととされているところ（上記１・⑵）、本件申請は、復職に向けた面談等のために本件病院にタクシーで行く費用の支給を求めるものであり、上記各要件（局長通知第７・２・⑺・ア・㋐から㋟まで）に該当しないことが認められる。

したがって、処分庁が、本件申請について、法、保護基準及び局長通知に照らし、移送費として認定することはできないとしたこと（本

件処分）に違法又は不当な点は認められない。

3　請求人の主張についての検討

⑴　請求人は、第３・１のとおり、本件処分通知書の理由付記には不備があり、違法である旨主張する。

しかし、本件処分通知書には、本件処分の理由や根拠が記載されていると認められ、取り消さなければならない違法・不当があるとはいえない。

⑵　また、請求人は、第３・２のとおり、母の復帰に当たっては、職域の選定、給与の是正、環境調整を前提に新規の就労契約の締結を必要としており、生活扶助の「移送」に該当しないとしても、実質的に「就職の確定した者が初任給を支給されるまでの通勤費」に該当するため、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額が生業扶助の対象となる就職支度費等として母に支給される可能性があると主張する。

しかし、生業扶助として支給することができる就職支度費は、「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。」とされているところ（上記１・⑶）、本件申請は、復職に向けた面談等のために本件病院にタクシーで行く費用の支給を求めるものであり、上記の「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費」に該当しないことは明らかである。

したがって、本件申請は、生活扶助や生業扶助として保護費で支給が可能なものには当たらず、請求人の主張はいずれも理由がない。

4　請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己